

明監報第 16 号

定期監査（会計室）結果報告のこと

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 25 年（2013 年）12 月 25 日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 富 田 賢 治

同 尾 倉 あき子

定期監査（会計室）の結果について

I 監査の対象

会計室

II 監査の期間

平成 25 年 10 月 29 日から平成 25 年 12 月 25 日まで

III 監査の範囲

平成 25 年 8 月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

会計室から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等について
- (2) 収入事務について
- (3) 支出事務について
- (4) 補助金について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 文書事務について
- (8) 出張命令について

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。

なお、口頭により改善の検討を指示した軽微な指摘事項については、

改善措置を講じられるよう要望する。